

森町下水道条例（抜粋）

第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定

（排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、町長の指定を受けた排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、町長が指定工事店以外の者に当該工事を行わせることが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

（指定の申請）

第7条 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第9条第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる排水設備工事責任技術者（社団法人日本下水道協会静岡県支部が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験に合格し、同支部に登録されている者をいう。以下「責任技術者」という。）の氏名

3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書の写し、個人にあっては住民票又は外国人登録証明書の写し

(3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

(4) 専属することとなる責任技術者の社団法人日本下水道協会静岡県支部が交

付する下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）
の写し

(5) 次条第1項第2号に掲げる機械器具を有することを証する書類
(指定の基準)

第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合
していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

- (1) 営業所ごとに、責任技術者が1人以上専属している者であること。
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 静岡県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権しな
い者

イ 第14条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年
を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足
りる相当の理由がある者

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者
があるもの

2 町長は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知さ
せる措置をとるものとする。

(責任技術者)

第9条 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任
技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規
定に適合していることの確認
- (4) 第15条第1項に規定する検査の立ち会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う
指導に従わなければならない。

(責任技術者証)

第10条 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、町の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定工事店証)

第11条 町長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく、町長に指定工事店証を返納しなければならない。

4 指定工事店は、第14条第1項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中、指定工事店証を返納しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第12条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則で定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第13条 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(指定の取消し又は一時停止)

第14条 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 第8条第1項各号に適合しなくなったとき。

(2) 第9条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第12条に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備

工事の施工ができないと認められるとき。

(4) 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(6) 不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。

2 第8条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(排水設備等の工事の検査)

第15条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、排水設備検査済証を交付するものとする。

第5章 雑則

(手数料)

第38条 町長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

(1) 指定工事店の指定 1件につき10,000円

(2) 指定工事店の指定の更新 1件につき5,000円

(3) 指定工事店証の書換え交付 1件につき5,000円

(4) 指定工事店証の再交付 1件につき5,000円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。